

令和6年第4回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第92号 狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○各地域包括支援センターの職員数と所管の高齢者人口、相談件数は、との質疑に、

●本年11月1日現在、入間川・入間川東地域包括支援センターは、65歳以上の第1号被保険者数6,198人、職員6人、相談件数は、令和5年度実績4,579件。

富士見・中央地域包括支援センターは第1号被保険者数6,025人、職員数4人、相談件数6,571件。

入曽地域包括支援センターは第1号被保険者数6,769人、職員数6人、相談件数6,051件。

堀兼・奥富・新狭山地域包括支援センターは第1号被保険者数7,763人、職員数5人、相談件数5,674件。

柏原地域包括支援センターは第1号被保険者数4,195人、職員数6人。

水富地域包括支援センターは第1号被保険者数6,774人、職員数5人。相談件数は、令和5年度は柏原・水富地域包括支援センターとして4,974件。

狭山台地域包括支援センターは第1号被保険者数5,146人、職員数5人、相談件数4,055件。

水野地域包括支援センターは第1号被保険者数5,017人、職員数7人、相談件数6,492件。

合計の相談件数は3万8,396件である、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第97号 狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の指定管理者の指定について

○3館まとめて指定管理にする理由は、との質疑に、

●一館一館の規模が比較的小さいことから、一館ずつの指定管理者だと引き受ける事業者がない等の理由である、との答弁。

○新しい指定管理者に替わる予定であるが、地域との連携、自主事業についての提案は、との質疑に、

●継続すべきものは、事業ごとに共催団体と連絡を密に事業を行っていく、との答弁。

○職員の継続雇用についての提案は、との質疑に。

●現在の職員が希望すれば、優先的に採用していく考えを確認している、との答弁。

○水野公民館について、水野児童館があった部分の活用方針は、教育委員会で決められているのか、との質疑に、

●別の施設のため、活用方針は教育委員会で決められていないが、文化祭などのイベント等で使用する場合は借用届を提出し、活用している。

●児童館については、こども支援部所管のため調整をしていく必要があると考えている、との答弁。

○指定管理者が変更することになるが、富士見公民館で生じていた不具合など改善し、建物の全てが通常使用できる状態にして新しい指定管理者に引き継ぐのか、との質疑に、

●富士見公民館については、不具合のあったトイレ・空調設備の修繕を行い、不具合を改善しており、不具合が生じた状態で次の指定管理者に引き継ぐということはない、との答弁。

○広瀬公民館、水野公民館についても全て正常な状態に戻して、新しい指定管理者に引き継いでいくのか、との質疑に、

●11月頃の段階で不具合は生じていないので、正常な状態で引き継いでいく、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第98号 狭山市博物館の指定管理者の指定について

○指定管理予定者から常設展示に関して新しい提案等はあるか、との質疑に、

●常設展のミニガイド、常設展解説ショート動画、常設展見学マップや解説シートの無料配布をするとの提案がされている、との答弁。

○一部展示品が時代や最新の知見に合わないものになっているが、展示品の最新バージョンへの変更、改修について、次の指定管理期間に方向性がだされるのか、との質疑に、

●次の指定管理期間内に常設展をどうするか検討していく、との答弁。

○新しい事業として、アニメとコラボしていくとの提案はあったか、との質疑に、

●今後、アニメーション制作情報があれば検討していく、との答弁。

○応募は1団体だが、事前の説明会や問い合わせ等の状況は、との質疑に、

●説明会では、4事業者が参加していた、との答弁。

○学芸員を1名増やすことについて経緯は、との質疑に、

●指定管理者候補の提案では、管理運営を効果的に行うために各種能力、経験を持つ人員を適切に配置することとあり、専門研修によるスキルアップの継続が挙げられている。その中で、学芸員を増

員するという提案がなされた、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第99号 狭山市立狭山台小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

○狭山市には、基本的に校舎内にある学童保育室は直営で、校舎外にある学童保育室は指定管理にする考え方がある中で、今後、セキュリティの問題がクリアできれば、他の校舎内にある施設も原則として指定管理にしていく方針なのか、との質疑に、

●学童保育室に関しては、担い手が不足している。職員が減ってきた場合には指定管理者を導入して、充実した施設になるように努めてまいりたい、と考えている、との答弁。

○直営から指定管理になることで、費用についての差は、との質疑に、

●直営で運営している令和6年度の費用は、会計年度任用職員の報酬、職員手当、保育用消耗品費などを含む事業費、事業用管理費などの総額は約3,200万円、令和7年度の指定管理料は3,233万3,000円であり、同程度の金額となっている、との答弁。

○職員は、希望があれば新しい指定管理者に移ることができるのか、との質疑に、

●今回の議案の議決後に、新しい指定管理者から今の会計年度任用職員に対して、職員として残る場合の採用の条件等の提示をされる。興味があった方はさらに個人面談等を行い、最終的にその方が指定管理へ行きたければ、そちらに行くことになる、との答弁。

○事業者が変わった場合の子どもの情報に関する引継ぎについて、方針やマニュアルはあるのか、との質疑に、

●基本協定の中に引継ぎは入っており、特に配慮が必要な児童の情報は確実に引継ぎたい、と思っている、との答弁。

○学童保育室について、5年ごとに指定管理者が替わる可能性があることにより、支援員が代わるということに対しての受け止めは、との質疑に、

●指定管理者の制度が、公平性、競争性が保たれる公募が前提という中では、変わることは致し方ないと思っており、狭山市の学童保育室ということでの一定の水準を所管から示し、子どもたちに良い面での影響としてつなげていきたいと考えている、との答弁。

○受託能力の評価の管理実績が、今回の受託企業とその他の団体でも20点の満点となっているところがあるが、管理実績が満点になる理由は、との質疑に、

●市内で学童保育室を担っている団体は、市内の状況をよく分かっているため、管理実績として評価が高くなる、との答弁。

○財務内容について、流動比率が低いと、流動負債を流動資産で賄えない状況が発生して、支払い不能に陥る可能性があるが、どのように評価されたのか、との質疑に、

●新しい指定管理者はグループ企業に属しており、グループ企業全体で見ることによって心配はないと考えている、との答弁。

○提案内容について、評価できる点は、との質疑に、

●管理運営方針の評価については子どもの目線を意識した提案であったことと、コスト削減については、消耗品等の小さいものについては一括で購入することで経費削減を図れると評価をした。運営及び維持管理に関する提案の評価については、2名の常勤職員を配置する提案で、常時6名の体制で対応することを評価した。事業に関する提案の評価については定員を超えた受入れに対しても、全体の人数を見ながら定員よりも受け入れられるような体制づくりの提案を評価したことと、自主事業に関してはリサイクルのものを使った工作や塗り絵の大会など、コンテストをしたときに、受託している事業者全体での競争ができる点について評価をした、との答弁。

○自主事業について、スポーツと遊びのプログラムのDEKITAを展開するとのことだが、どのようなものか、との質疑に、

●DEKITAというプログラムは、昨年は、受託している人間野小学童保育室において、元全日本のサッカー選手を呼んで、サッカー教室を展開していた、との答弁。

○配慮が必要な児童に対しての今後の対応は、との質疑に、

●事業者本部のサポート体制として専門性の高い職員をサポートメンバーとして構成したチームを設置しており、必要に応じて相談巡回指導等も行っている。今、実際にいる職員についても研修を行い、配慮が必要な児童の受入れをかなり丁寧に行っていると認識している、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第100号 狭山市立奥富学童保育室及び狭山市立柏原小第一学童保育室の指定管理者の指定について

○特命であったものが公募になったが、今回の公募においてどのような社会的変化やニーズがあったのか、との質疑に、

●保護者の働き方が変化し、狭山市全体の保育施設が充実したことにより、学童保育室については申請者が増え、待機児童もかなり出ている状況がある。より多くの児童を預からなければならず、支

援が必要な児童も非常に増えてきている。その中で、民間の事業者も成熟してきており、最終的には公平性や透明性を確保しなければならないため、特命から公募にした、との答弁。

○市内のNPOの育成という立場から、今回公募にする必要があったのか、との質疑に、

- このNPO法人の提案については評価をしている。基本的には公募を行うことが狭山市の方針となっており、提案の内容が充実していれば評価を高くしている。今後も市の方針に基づいて公募を続けていきたいと思っている、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第101号 狭山市立水富小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

○定員を超えた児童の受入れに対する提案について、参考資料では適宜対応するとなっているが、具体的には、との質疑に、

- 入室は決定していても、利用しない児童もいる。全体的な定員よりも実際に来ている人数が少なくなるので、定員の範囲内で受入れできる提案をされた、との答弁。

○この学童保育室は市内NPOが運営し、かなり特色的な事業をしていたと認識しており、それらの事業を引き継ぐ提案には見えなかったが、大幅に子どもたちの環境が変わる可能性はあるのか、との質疑に、

- 自主事業に関しては、ICTを利用したプログラムなどで、全く新しい提案をされた。現在の事業者が盛んに外遊びをしていることは認識しているので、保護者や子どもたちから要望があった場合は対応していきたいと提案時に話されている、との答弁。

○資本力の大きいところは財務内容も安定していて、提案の金額についても大きな差がついてしまうが、大きな資本が参入してきたときにどのように考えているのか、との質疑に、

- 今回のプロポーザルの配点については、通常の配点よりも内容を重視した形で指定管理の選定をした。大手とNPOを比較したときにも、内容を重視した配点で行っており必ずしもNPOが不利にならないように今後していきたい、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第104号 令和6年度狭山市一般会計補正予算（第5号）歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金並びに債務負担行為 について

て

3款 民生費 について

○障害者福祉費の給付事業について、当初見込みより伸びているが要因は、との質疑に、

●令和6年度からの報酬改定が大きく影響している。また、報酬単価の高い、手厚いサービスの利用増加が顕著であるとともに、障害児福祉サービスでは、放課後等デイサービスの利用が増加している状況である、との答弁。

○国や県の補助の今後の見通しは、との質疑に、

●国・県の負担金は、今回の障害者福祉の扶助費、訓練等給付費、介護等給付費、障害児通所給付費について、それぞれ国の負担率が2分の1、県の負担率が4分の1で、引き続き変わらない、との答弁。

4款 衛生費について

○ふれあい健康センターの指定管理料について、利用券の払戻し期間と周知は、との質疑に、

●本補正予算の可決後に速やかに指定管理者と協議を行い、詳細が決まり次第ホームページや館内掲示板で周知を行い、回数券の払戻し対応を行いたいと考えている。期間については、還付対応が可能となった日から令和7年3月31日まではふれあい健康センターで受け付け、令和7年度以降は健康づくり支援課で対応する予定である、との答弁。

○何枚分ぐらいと想定しているのか、との質疑に、

●令和6年度の回数券利用枚数は4,578枚と見込み、回数券利用枚数が令和7年度以降、毎年879枚ずつ減少すると仮定し、令和7年度から令和11年度の5年間で回数券の利用がなくなると推計し積算した、との答弁。

○予防接種の健康被害救済給付金の想定件数は、との質疑に、

●新型コロナワクチン接種後に健康被害が生じ、医療機関を受診した、または現在も通院中の方々の医療費及び医療手当に係る給付であり、2件の申請を予定している、との答弁。

○サピオの利用券は、現在販売しているのか、との質疑に、

●平成9年度の開館から回数券を販売していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休館を考慮し、令和3年1月8日をもって販売を中止している、との答弁。

10款 教育費 について

○堀兼学校給食センターに係る給食センター管理事業費及び学校給食事業費について、平成28年4月支払い分を平成27年度予算とすべきところを平成28年度予算として処理してしまったということが発端のようだが、そもそも平成27年度の予算要求の時点でミスをしている、ということか、との質疑に、

●その通りである、との答弁。

○平成28年4月分と記載された請求書には1、2、3月分と書いてあるが、説明を、との質疑に、

●文書取扱規程では、学校給食センターでは会計伝票の保存年限が5年のため、運営当初の会計伝票は既に廃棄されていた。令和6年度の請求書が令和6年4月分という記載であり、事業者も同じことから、おそらく当時も同じ記載であろうと思い、全員協議会ではそのような発言をした。しかし、会計課保管の会計伝票は10年の保管となっており、当時の記載内容と異なる説明をしたことに対して、改めておわび申し上げたい。今後、PFI事業者とも協議して、何月から何月の委託料というような形で透明性を図りたい、と思っている、との答弁。

○今回、誰がどのようなきっかけで問題に気づくことができたのか、との質疑に、

●今まで、入間川学校給食センター所長は、同じPFI事業者である柏原学校給食センターの所長を兼務していたが、今年度からPFI事業者が違う堀兼学校給食センターの所長を兼務することになり、両方の支出を見る形になったことから、違いが判明した、との答弁。

○なぜ、今回のミスが起きてしまったのか、との質疑に、

●平成28年4月分のものを新年度予算と間違えたと思われる。また、施設取得費と維持管理等委託料とで構成された支払い方法となっており、支払い時期が同時期となっていることもミスの要因か、と考えている、との答弁。

○先ほど、1、2、3月という会計表記にすると再発防止策を示されたが、それ以外で何か考えている再発防止策はあるのか、との質疑に、

●特に4月の年度替わりのときは、人も入れ替わるので、より気を引き締めて、職員に周知を行い、よく見るように声かけをしていきたいと思っている、との答弁。

○他の機関でも気づかれた経緯はあるのか、との質疑に、

●令和6年11月1日に定期監査があり、そこで指摘を受けている、との答弁。

債務負担行為について

○中学校教師用指導書等の債務負担行為設定金額について、今回は3,138万4,000円だが、前回の教師用指導書の購入金額は、との質疑に、

● 前は、 2 書店合計で1,060万700円である、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。